
平成 20 年 第 1 回（臨時会）山口県後期高齢者医療広域連合議会会議録（第 1 日）

平成 20 年 8 月 12 日（火曜日）

議事日程

平成 20 年 8 月 12 日 午後 3 時 00 分開会

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議長の選挙
- 日程第 5 議案第 1 号 平成 20 年度山口県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正
予算（第 1 号）
- 日程第 6 議案第 2 号 山口県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正
する条例
- 日程第 7 議案第 3 号 平成 19 年度山口県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）
に関する専決処分について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議長の選挙
- 日程第 5 議案第 1 号 平成 20 年度山口県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正
予算（第 1 号）
- 日程第 6 議案第 2 号 山口県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正
する条例
- 日程第 7 議案第 3 号 平成 19 年度山口県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）
に関する専決処分について

出席議員（11 人）

1 番 青木 賢次君	3 番 島津 幸男君
4 番 市川 熙君	5 番 河内山哲朗君

6 番 末若 憲二君
8 番 山田 健一君
10 番 古木 哲夫君
12 番 渡辺 純忠君

7 番 関谷 博君
9 番 藤田 忠夫君
11 番 行重 延昭君

欠席議員（1人）

2 番 新山 玄雄君

欠 員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長 …………… 野村 興兒君 副広域連合長 …………… 末岡 泰義君
事務局長 …………… 三原 俊寛君 会計管理者 …………… 松原 信政君

午後3時00分開会

○副議長（末若 憲二君） 皆さん、こんにちは。開会に先立ちまして、まず、私の方から、諸般の報告として議員の異動について御報告を申し上げます。

まず、議長でありました秋山哲朗議員が、美祢地区の合併により、3月20日に失職いたしております。これに伴い執行された3月21日告示の補欠選挙において、関谷博議員が当選されました。

また、4月9日に南野京右議員、古谷幸男議員から辞職願が提出され、翌日、これを許可しております。これに伴い執行された4月10日告示の補欠選挙において、市川熙議員、青木賢次議員が当選されました。

以上のことを諸般の報告として御報告申し上げます。

それでは、ただいまから、平成20年第1回山口県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1. 議席の指定

○副議長（末若 憲二君） 日程第1、議席の指定を行います。

今回、新たに当選された青木賢次議員、市川熙議員、関谷博議員の議席は、現在、空席となっ

ております1番、4番、7番において五十音順による議席とし、ただいま御着席の議席を指定いたします。

日程第2. 会議録署名議員の指名

○副議長（末若 憲二君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、1番、青木賢次議員及び7番、関谷博議員を指名いたします。

日程第3. 会期の決定

○副議長（末若 憲二君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日のみといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（末若 憲二君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日のみと決定いたしました。

日程第4. 議長の選挙

○副議長（末若 憲二君） 日程第4、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第292条において準用する同法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（末若 憲二君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。副議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（末若 憲二君） 御異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決しました。

議長に、行重延昭議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま副議長が指名いたしました行重延昭議員を議長の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（末若 憲二君） 御異議なしと認めます。よって、行重延昭議員が議長の当選人と決定

いたしました。

ただいま議長に当選されました行重延昭議員が議場におられますので、本席から会議規則第28条第2項の規定より告知をいたします。

行重延昭議員、御挨拶をお願いいたします。

○11番（行重 延昭君） ただいま御指名いただきました行重延昭でございます。皆様方の御推挙をいただきまして、議長に就任したわけでございますけれども、議会の円滑な進行に努めさせていただきたいというふうに思っております。どうぞ皆様方の御協力、よろしくお願いいたします。

就任の御挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（末若 憲二君） ありがとうございます。

それでは、議長が決まりましたので、交代をさせていただきます。皆様の御協力、ありがとうございました。

行重議長、議長席の方へお願い申し上げます。

〔議長交代〕

○議長（行重 延昭君） それでは、早速、引き続き議事を進行させていただきます。

日程第5．議案第1号

日程第6．議案第2号

日程第7．議案第3号

○議長（行重 延昭君） 日程第5、議案第1号平成20年度山口県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）から、日程第7、議案第3号平成19年度山口県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）に関する専決処分についてまでの3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。野村興児広域連合長。

○広域連合長（野村 興児君） 本日、平成20年度特別会計補正予算、その他の諸議案を御審議いただきますため、第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、大変御多端な中、また暑い中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、議案の説明に先立ちまして、長寿医療制度の施行後初めての議会でございますので、その後の状況につきまして、報告をさせていただきたいと存じます。

本年4月1日に長寿医療制度が施行されて以来、全国的に報道等を通じまして、この制度に関します様々な議論が巻き起こりまして、大きな話題となったことは御承知のとおりでございます。

この間、被保険者証の未着の問題、あるいは保険料年金天引き等に関しまして、数多くの相談

や問い合わせ、あるいは御意見が寄せられまして、その対応につきましても、構成市町及び本広域連合において相談体制を構築するなど、鋭意、被保険者や住民の皆様の御理解をいただくよう努めてまいったところでございます。

国においても、本年４月からの長寿医療制度の施行状況等を踏まえ、制度の円滑な運用を図るため、去る６月１２日、政府・与党決定として、保険料の軽減措置を始め、年金からの保険料徴収を普通徴収にすることができる場合を定めるなどの見直し方針が示されたところでございます。

このうち、平成２０年度における新たな保険料の軽減措置につきましては、本広域連合が制定いたしております山口県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例を改正をする必要がございますことから、議会の御審議をいただくため、本日臨時会を開催したところでございます。

なお、今回上程する議案につきましては、平成２０年度における軽減に係る措置でございまして、平成２１年度以降の対応につきましては、今後、改めて議会にお示しし、御審議をいただきたいと考えております。

以上で、報告は終わります。

それでは、ただいま上程いたしました議案第１号から議案第３号までにつきまして、提案理由の説明をいたします。

お手元の議案参考資料を御参照いただきたいと思います。と存じます。

議案第１号及び議案第２号につきましては、先ほど申し上げましたように、長寿医療制度の円滑な運営を図るため、政府・与党において取りまとめられた見直し方針に基づき、本広域連合におきましても、平成２０年度の保険料につきまして、被保険者の方々の負担軽減を図ろうとするものでございます。

まず初めに、議案第１号平成２０年度山口県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）につきまして、御説明を申し上げます。

これは、歳入におきまして、今回行おうとする保険料の軽減措置により見込まれる市町支出金７億７,９９１万１千円の減額をいたすとともに、減額分は、国の特別調整交付金により措置されますことから、国庫支出金の増額により、財源更正をいたすものでございます。

次に、議案第２号山口県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明を申し上げます。

改正の主な内容は、所得割を負担する方のうち、保険料の算定に用いる基礎控除後の総所得金額等が５８万円以下の方につきまして、所得割額を５割軽減するとともに、被保険者均等割額が７割軽減されている世帯の方につきましては、被保険者均等割額を一律８．５割軽減しようとするものでございます。

次に、議案第3号平成19年度山口県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）に関する専決処分につきましては、被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する保険料の激変緩和措置に伴う高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金について、広報経費が当初の見込みより増額して交付されることとなり、補正予算を調製する必要が生じたことから、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づいて専決処分いたしましたので、その御報告を申し上げ、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。審議のほどをどうぞひとつよろしくお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 以上で、議案に対する説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議案第1号平成20年度山口県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（行重 延昭君） 挙手全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号山口県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（行重 延昭君） 挙手全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号平成19年度山口県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）に関する専決処分について、報告のとおり承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（行重 延昭君） 挙手全員であります。よって、議案第3号は報告のとおり承認されました。

_____ . _____ . _____

○議長（行重 延昭君） 以上で、今臨時会に付議された事件はすべて議了いたしました。

お諮りいたします。今臨時会において議決されました事件については、その条項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第35条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議なしと認めます。よって、本臨時会において議決された事件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

これをもって平成20年第1回山口県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。
お疲れでございました。

午後3時14分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成20年8月12日

議 長 行 重 延 昭

副 議 長 末 若 憲 二

署名議員 青 木 賢 次

署名議員 関 谷 博